

件名

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件

○金融庁告示第百三十二号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百八条の二十八第一項の規定に基づき、金融庁長官が定める場合及び金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十二年十二月二十七日

金融庁長官 三國谷勝範

（定義）

第一条 この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）
、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の

自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十三号。以下「連結レバレッジ比率告示」という。）及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準（平成三十一年金融庁告示第十号。以下「最終指定親会社TLAC告示」という。）において使用する用語の例による。

（金融庁長官が定める場合）

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十八第一項に規定する金融庁長官が定める場合は、最終指定親会社が連結自己資本規制比率告示第二条に規定する連結自己資本規制比率を算出する場合及び最終指定親会社TLAC告示第二条に規定する外部TLAC比率を算出する場合とする。

（事業年度の記載事項）

第三条 最終指定親会社四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法（以下「法

「という。」第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「自己資本の充実の状況等を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率（連結レバレッジ比率告示第二条に規定する連結レバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する開示事項及びT L A Cに関する開示事項を記載するものとする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

イ 連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下この項及び次項において「会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

- ロ 会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
- ハ 連結自己資本規制比率告示第九条の規定が適用される金融業務を営む関連会社等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
- ニ 会社グループに属する会社であつて会計連結範囲に含まれないもの及び会社グループに属しない会社であつて会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
- ホ 会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
- 二 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- 三 会社グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要
- 四 信用リスク（第六号に規定するもの及び第七号のリスクに該当するものを除く。）に関する次に掲げる事項
- イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要

ハ 標準的手法を採用した場合にあつては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下ハにおいて同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合にあつては、その理由を含む。）

ニ 内部格付手法を採用した場合にあつては、次に掲げる事項

- (1) 信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD（標準的手法が適用されるポートフォリオにあつては、エクスポージャーの額。以下(1)において同じ。）がEADの総額に占める割合

(2) 内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯

(3) 内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要

(i) 資産区分ごとの格付付与手続

(ii) パラメーター推計（PD、LGD及びEADの推計をいう。）及びその検証体制

(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項

内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲
	内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 内部格付手法の適用を除外する事業

	<p>内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合</p>	
	<p>内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき</p>	<p>内部格付手法の適用を除外</p>
<p>単位（多数である場合にあっては、主な事業単位）又は資産区分の範囲</p>	<p>一 使用する内部格付手法の種類 二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲 三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲 四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類</p>	<p>一 使用する内部格付手法の種類</p>

	<p>外する事業単位又は資産 区分があるとき</p>	<p>二 内部格付手法が適用される事業単位 又は資産区分の範囲</p> <p>三 当該計画の対象となる事業単位又は 資産区分の範囲</p> <p>四 前号の範囲に適用する信用リスク・ アセットの額を算出する手法の種類</p> <p>五 内部格付手法の適用を除外する事業 単位（多数である場合にあつては、主 な事業単位）又は資産区分の範囲</p>
--	--------------------------------	--

五 信用リスク削減手法（派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引（次号において「派生商品取

引及びレポ形式の取引等」という。)に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く。)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

六 派生商品取引及びレポ形式の取引等の相手方に対する信用リスク(以下「カウンターパーティ信用リスク」という。)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む。)

七 証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 連結自己資本規制比率告示第二百二十六条第一項第一号から第四号まで(連結自己資本規制比率告示第二百八十条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する体制の整備及びその運用

状況の概要

ハ 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに

会社グループの子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該会社グループが行った証券化取引（当該会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称

ニ 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響

ホ 証券化取引に関する会計方針

ヘ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ト 内部評価方式を使用している場合には、その概要

ハ マーケット・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

ロ 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲

九 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を適用する場合にあつては、各手法の適用範囲を含む。）

ハ 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1) 当該手法の概要

(2) 保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合にあつては、保険の利用方針及び概要を含む。）

十 信用リスク・アセットの額の算出対象となっている出資（連結自己資本規制比率告示第四十三条に規定する出資をいう。）その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要

十一 金利リスク（マーケット・リスク相当額の算出の対象となつてゐるものを除く。別紙様式第二号第二十六面及び別紙様式第四号第二十一面を除き、以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

ロ 金利リスクの算定手法の概要

十二 連結貸借対照表の科目が別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明（別紙様式第八号により作成するものとする。）

十三 連結自己資本規制比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明

4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 その他金融機関等（連結自己資本規制比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて最終指定親会社の子法人等であるもののうち、連結自己資本規制比率規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称及び所要自己資本を下回つた額の総額

二 信用リスク（前項第六号に規定するもの、同項第七号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く。）に関する次に掲げる事項

イ 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳

(1) 地域別

(2) 業種別

(3) 残存期間別

ロ 連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事由が生じた債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1) 地域別

(2) 業種別

ハ 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高

- 二 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権（連結自己資本規制比率告示第百八十三条第一項第一号から第三号までに掲げる事由が生じた債務者に対する債権を除く。）に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額
- 三 リスク・ウェイトのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第四十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。）又は信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう。）が適用されるエクスポージャーについて、次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの額
- イ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第二項の規定により算出した割合をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は連結自己資本規制比率告示第百四十四条第二項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー
- ロ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第六項の規定により算出した割合をリスク・ウェイト

として用いるエクスポージャー又は連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第七項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ハ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第一号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第一号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ニ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第九項第二号に定める比率をリスク・ウェイトとして用いるエクスポージャー又は連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十項第二号に定めるリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

ホ 連結自己資本規制比率告示第四十三条の四第十項のリスク・ウェイトを用いるエクスポージャー又は連結自己資本規制比率告示第四百四十四条第十一項の規定により信用リスク・アセットの額を算出するエクスポージャー

5 第一項の定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第二号により作成するものとする。

6 第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二 前事業年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。

）

7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第三号により作成するものとする。

8 第一項のTLACに関する開示事項は、次に掲げる事項とし、別紙様式第九号により作成するものとする。

一 外部総損失吸収力及び資本再構築力の構成等に関する事項

二 内部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

三 外部総損失吸収力及び資本再構築力の債権者順位等に関する事項

（中間事業年度の記載事項）

第四条 最終指定親会社四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。）の末日である

場合における自己資本の充実の状況等を記載した書面には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項、定量的な開示事項、連結レバレッジ比率に関する開示事項及びT L A Cに関する開示事項を記載するものとする。

2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成するものとする。

3 前条第三項（第一号及び第十二号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の定性的な開示事項について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同項第十二号中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と読み替えるものとする。

4 前条第四項（第二号及び第四号を除く。）及び第五項の規定は、第一項の定量的な開示事項について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同項中「別紙様式第二号」とあるのは「別紙様式第四号」と読み替えるものとする。

5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項」とあるのは「第四条第一項」と、同項第二号中「前事業年

度」とあるのは、「前中間事業年度」と読み替えるものとする。

6 前条第八項の規定は、第一項のTLACに関する開示事項について準用する。この場合において、同条第八項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(最終指定親会社四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、自己資本の充実の状況等を記載した書面に、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 連結における自己資本の構成に関する開示事項

二 連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

三 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、連結自己資本規制比率告示第二条第一号の算式における普通株式等Tier 1資本に係る基礎項目の額、同条第二号の算式におけるその他Tier 1資

本に係る基礎項目の額又は同条第三号の算式におけるTier 2資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。次号において同じ。）に関する契約内容の概要

四 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

五 連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式における分母の額に関する開示事項

六 連結自己資本規制比率告示第二条及び第二条の二に規定する基準に関する開示事項

七 採用する企業会計の基準を変更した場合には、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結自己資本規制比率の対比及び要因分析（当該連結自己資本規制比率に著しい差異がある場合に限る。）

八 連結レバレッジ比率の構成に関する事項

九 前最終指定親会社四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

十 連結レバレッジ比率に関する事項

十一 採用する企業会計の基準を変更した場合にあつては、対象となる四半期の末日における変更前と変更後との企業会計の基準による連結レバレッジ比率の対比及び要因分析（当該連結レバレッジ比率に著しい差異がある場合に限る。）

十二 最終指定親会社 T L A C 告示第二条に規定する外部 T L A C 比率に関する開示事項

十三 その他外部 T L A C 調達手段に関する契約内容の概要

十四 その他外部 T L A C 調達手段に関する契約内容の詳細（前号に掲げる事項を除く。）

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第八号により、同項第三号及び第十三号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第五号に掲げる事項は別紙様式第六号により、同項第六号及び第十号に掲げる事項は別紙様式第七号により、同項第八号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第十二号に掲げる事項は別紙様式第十号により、それぞれ作成するものとする。

3 第一項第二号に掲げる事項については、対象となる最終指定親会社四半期の末日を基準日とする連結

貸借対照表が法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づく有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項の規定に基づく四半期報告書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づく半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成三十一年三月三十一日から適用する。

第二条～第三十二条 (略)